

議案第 12 号

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりをより一層支援するため、現在、15歳到達年度末までとなっている子ども医療費助成の対象者を、18歳到達年度末まで引き上げるため、この条例案を提出するものです。

## 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

子ども医療費助成条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの条例による改正後の子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第2条第1号の子どもに該当することとなる者に係る医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。この場合において、当該交付を受けた医療証は、施行日においてその効力を生ずるものとする。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

子ども医療費助成条例（平成7年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>(2) (略)</p>